

茨城県消費者基本計画に係る  
消費者関連施策の実施状況について

(平成27年度実績)

茨 城 県

## 目 次

基本方針 1	安全・安心な消費生活の確保	1
	(1) 商品・サービスの安全性の確保	
	(2) 食品等の安全性の確保	
	(3) 規格・表示・計量の適正化	
	(4) 事業者指導の強化	
基本方針 2	消費者被害の救済	7
	(1) 消費生活相談体制の充実強化	
	(2) 消費生活相談員等の養成	
	(3) 消費者問題の早期解決	
基本方針 3	消費者の自立の支援	11
	(1) 消費者ニーズの把握	
	(2) 消費者への情報発信	
	(3) 消費者教育の充実強化	
	(4) 多重債務問題への対応	
	(5) 若年者・高齢者・障害者への支援	
	(6) 高度情報通信社会への対応	
基本方針 4	環境に配慮した消費生活の推進	16
	(1) 地球温暖化防止活動の推進	
	(2) 資源循環型社会の形成	
	(3) 水環境にやさしいライフスタイルの推進	
	(4) 環境学習の推進	
資 料	消費者関連施策の事業実績一覧	19

## 基本方針 1 安全・安心な消費生活の確保

### (1) 商品・サービスの安全性の確保

各種法令に基づく立入検査、指導等を実施し、製品事故を未然に防止するとともに、施設における衛生水準や建築物の安全性の確保等を図った。

また、消費者から苦情が寄せられた商品について、原因を究明するため商品テストを実施し、その結果を消費者へ提供することにより、トラブルの解決を図った。

#### ①商品等の安全性の確保

ア 消費生活用製品の安全性の確保〔生活文化課〕※権限移譲等による市町村実施分を含む。  
消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査件数 111件

#### <数値目標の達成状況：達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数	65件	100件	111件	135件

#### 【評価】

- 平成24年度から立入検査等に関する事務が県から市に移管されたため、県内32市及び特例条例により権限移譲している11町村との連携により、目標値を上回る111件の立入検査を実施した。その結果、不適正表示商品は確認されなかった。

立入検査件数は概ね目標値を超える110件程度で推移しており、今後も市町村に対する働きかけを行い、検査体制のさらなる充実に努め、第3次計画における目標値の達成を目指していく。

- イ 電気製品の安全性の確保〔消防安全課〕 ※権限移譲等による市町村実施分を含む。  
電気用品安全法に基づく販売店等への立入検査件数 77件
- ウ ガス消費機器の安全性の確保〔消防安全課〕 ※権限移譲等による市町村実施分を含む。  
ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく  
販売店等への立入検査件数  

ガス事業法	33件
液化石油ガス法	53件
- エ 家庭用品の安全性の確保〔薬務課〕  
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の試買検査件数 177件
- オ 商品テストの実施〔消費生活センター〕  
国民生活センター及び製品評価技術基盤機構（NITE）と連携した商品テストを含む実施件数 3件

#### ②医薬品等の安全性の確保

- ア 医薬品等の安全性の確保〔薬務課〕  
医薬品医療機器等法及び関係法令に基づく薬局・医薬品販売事業者への立入検査件数 1,767件
- イ 医薬品の正しい知識の普及啓発〔薬務課〕  
「くすりの相談室」における消費者からの相談対応件数 1,571件

### ③サービスの安全性の確保

ア 生活衛生関係営業施設に対する監視・指導〔生活衛生課〕  
関係法令に基づく生活衛生関係営業施設への立入検査件数 3,703件

イ 貸金業者に対する指導・監督〔産業政策課〕  
貸金業法に基づく立入検査件数 2件

### ④住まいの安全性の確保

ア 宅地建物取引業者に対する指導・監督〔建築指導課〕  
宅地建物取引業者に対する立入調査件数 101件

イ 建築物の安全性の確保〔建築指導課〕  
建築物の完了検査率 89.5%  
※完了検査率＝検査済証交付件数／建築確認件数

ウ リフォーム被害の未然防止〔住宅課〕  
住宅耐震・リフォームアドバイザーの派遣回数 8回

## (2) 食品等の安全性の確保

各種法令等に基づく検査を実施するとともに、生産から販売に至る流通過程において安全管理体制の整備を進め、食品等の安全性の確保を図った。

### ①安全な生産・販売体制の確保

ア 食品営業施設等への監視・指導の強化〔生活衛生課〕  
食の不安を感じる県民の割合 75.6%

食品衛生法及び関係法令に基づく食品営業施設等への監視・指導件数 28,016件

#### <数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H20年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
食の不安を感じる県民の割合	80.6%	50%未満	75.6%	50%未満

#### 【評価】

- 前年度に発生した廃棄冷凍カツの横流し事案等により、消費者の食の安全に対する不安が一時的に助長されたが、今後も食の安全性を確保するため、農畜産物等の放射性物質検査をはじめとする食品の試験検査等を実施し、その検査結果を迅速に公表するとともに、食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを開催するなど、継続して事業を推進する。

また、平成27年度までの3か年計画「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」の最終年度であったが、全71あるプランのうち、約7割で目標達成率80%を超えるなど、一定の成果が見られた。

平成28年度からは、新たなプランにより、県民の「食」への不安解消に対する総合的な取り組みについて、更なる推進を図っていく。

イ 食品等の試験検査等の充実強化〔生活衛生課〕  
食品等の放射性物質の検査件数 28,296件  
※検査数には食肉を含むため、下記ウと一部重複する。(266品目)

ウ 食肉の安全な流通の確保 [生活衛生課]

と畜場及び食鳥処理場における検査数

牛 25,253 頭  
豚 1,264,774 頭  
鶏 22,827,959 羽

エ 輸入食品の安全性の確保 [生活衛生課]

食品衛生法及び食の安全・安心推進条例に基づく輸入食品の検査件数

461件

オ ハサップ（※）システムの導入推進 [生活衛生課]

ハサップシステム導入施設数

累計547施設  
(平成27年度：24施設)

※ハサップ：食品の原料から製品に至る全ての製造過程において起こりうる危害を想定し、その発生を防止する重要ポイントと監視方法を定めて、効果的かつ効率的に衛生管理する方法。

<数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
ハサップシステム導入施設数	累計 410施設	累計 650施設	累計 547施設	累計 680施設

【評価】

- 保健所や(公社)茨城県食品衛生協会を通じた食品関係事業者に対するハサップシステムに関する講習会の開催や現地指導等により、ハサップシステムの考え方を取り入れた衛生管理体制の導入・定着を図ることができた。  
また、平成27年10月から、ハサップ導入型基準を取り入れた事業者からの届出を受け付け、希望により県のホームページで公表することにより、ハサップシステム導入の普及を図る届出制度を始めた。  
今後は、この届出制度を通じて、ハサップシステム導入の推進を図っていく。

カ エコ農業茨城の普及促進 [産地振興課エコ農業推進室]

いばらきエコ農産物の栽培面積

累計2,043ha

<数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)
いばらきエコ農産物の栽培面積	累計 1,923ha	累計 6,000ha	累計 2,043ha

【評価】

- 環境保全活動と環境にやさしい営農を一体的に取り組む集落や、化学肥料・化学合成農薬を削減する生産は徐々に増加している。  
第2次計画期間中（H23～H27）の総括評価は、期待した成果を下回っているため、今後の取組は堆肥の利用や有機農業など、環境保全効果の高い営農活動の技術支援や周知徹底を図り、取組面積を拡大していく必要がある。

【参考】

- 第3次計画では、「茨城農業改革大綱（2016～2020）」における施策に合わせた指標「環境保全型農業直接支払事業の取組面積」に変更した。

キ GAP制度・トレーサビリティ制度の普及促進 [産地振興課工コ農業推進室]

GAPの導入農家数

累計2,781戸

<数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)
GAPの導入農家数	累計 1,796戸	累計 3,500戸	累計 2,781戸

【評価】

- 生産組織や個別農家への啓発や、実践活動の支援などにより、農業生産工程管理（GAP）を導入する農家数は増加している。また、畜産においても衛生管理や伝染病予防の取組が拡大するなど、農畜産物の適正な生産・飼養管理が拡大してきているため、引き続き取組の普及促進を図っていく。  
 今後は、啓発活動や指導者育成の強化などにより、GAPの取組をさらに推進する。

【参考】

- 指標であるJAグループが実施するGAPについては、概ね順調に取組が進み一定の成果を得たことから、第3次計画では削除することとした。

ク 残留農薬基準の遵守 [産地振興課工コ農業推進室・生活衛生課]

農薬適正使用アドバイザーの認定者数

145名

(累計1,786名)

ケ 健康食品等による健康被害の未然防止 [薬務課]

健康食品等の試買検査件数

50件

コ 水産物の安全な生産の確保 [漁政課]

貝毒検査の実施件数

17件

②食の安全に関する情報発信

ア 食の安全・安心意見交換会の開催 [生活衛生課]

食の安全・安心意見交換会の参加者数

3,132名

(16回開催)

(3) 規格・表示・計量の適正化

各種法令に基づく検査等を実施し、消費者が安心して商品やサービスを選択できる機会の確保を図った。

①規格・表示等の適正化

ア 家庭用品の品質表示の適正化〔生活文化課〕 ※権限移譲等による市町村実施分を含む。  
家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査件数 139件

<数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査件数	125件	180件	139件	180件

【評価】

- 平成24年度から立入検査等に関する事務が県から市に移管されたため、県内32市及び特例条例により権限移譲している11町村との連携により、139件の立入検査を実施した。  
その結果、1件の不適正表示商品を確認し、消費者庁へ報告を行い、適切な商品選択機会の確保を図った。  
立入検査件数は、ここ数年は横ばいとなっているため、市町村に対する働きかけを行い、検査体制の充実に努め、第3次計画における目標値の達成を目指していく。

イ 虚偽又は誇大な広告・表示による不当な勧誘行為の防止〔生活文化課〕

景品表示法に基づく違反事業者への行政指導件数  
措置命令 0件  
指導 1件

ウ 食品の表示及び情報伝達の適正化〔生活衛生課〕

食品適正表示推進員の養成者数 累計1,642名  
(平成27年度：87名)  
食品表示ガイドブックの作成・配布 10,000部

<数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
食品適正表示推進員の養成者数	累計 357名	累計 2,500名	累計 1,642名	累計 2,500名

【評価】

- 食品営業施設の表示責任者を食品適正表示推進員として87名養成するとともに、食品表示に関する業種別研修会等を開催したほか、出前方式の研修を実施するなどして、食品等事業者の自主的な取組を支援することにより、食品表示法の平成32年度の完全施行に向け、食品の表示及び情報伝達の適正化の推進を図っていく。

エ 食品表示110番制度・食品表示ウォッチャー制度の普及〔生活衛生課〕

食品表示ウォッチャーからの不適正表示の報告件数 0件

②計量の適正化〔計量検定所〕 ※権限移譲等による市町村実施分を含む。

計量法に基づく事業所等への立入検査件数	商品量目	60件
	燃料油メーター	75件
	石油ガスメーター	47件
	水道メーター	1件

(4) 事業者指導の強化

特定商取引法に基づく事業者指導を行うとともに、他の都道府県と連携した行政指導を実施し、悪質な訪問販売事業者等による消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。

ア 事業者指導体制の強化〔生活文化課〕

特定商取引法に基づく事業者指導件数	指示	1件
	指導	6件

イ 他の都道府県との連携強化〔生活文化課〕

他の都道府県と連携した事業者指導件数	2件
--------------------	----

ウ 事業者名の公表等〔生活文化課〕

行政処分（指示）を受けた事業者名の公表件数	1件
-----------------------	----

オ サイバー犯罪に対する監視体制の強化〔警察本部生活環境課〕

サイバー犯罪の相談件数	3,119件
-------------	--------

(平成27年実績)



## 基本方針２ 消費者被害の救済

### (1) 消費生活相談体制の充実強化

弁護士会等の関係機関と連携し、専門的な相談に対応できる体制を整備するとともに、市町村に対する財政的・技術的支援を行うことにより、相談体制の強化を図った。

また、各種広報媒体を活用し消費者への情報発信を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。

#### ① 県消費生活センターの機能強化

##### ア 高度で専門的な相談への対応力強化 [消費生活センター]

弁護士や一級建築士と連携した専門相談の実施件数

- ・ 株式や金融商品、保険契約等に関する相談 (月 2 回実施) 6 6 件
- ・ 建築物の設計、構造等に関する相談 (月 2 回実施) 2 6 件

##### イ 消費生活相談あっせん率の向上 [消費生活センター]

県消費生活センターにおける苦情相談のうちあっせん件数の割合

- 6.7% (332 件)
- あっせんによる解決率 88.0% (292 件)

#### <数値目標の達成状況：未達成>

指 標 名	基準値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	実績値 (H27 年度)
県消費生活センターにおける苦情 相談のうちあっせん件数の割合	7.3%	10.0%	6.7%

#### 【評価】

- ・ 苦情相談に占めるあっせん件数の割合は、対前年比 1.2 ポイント上昇し、あっせんを行った 332 件のうち 292 件 (88.0%) を問題解決に導くことができた。  
 なお、あっせんに至らなかった相談者には、弁護士会等の関係機関を紹介するなど消費者トラブルの早期解決に努めた。  
 苦情相談のうち、多くの相談は、相談員の助言により相談者自身が自主解決に至る相談が多かったため、全体におけるあっせん件数の割合は少なかった。  
 今後についても、自主解決へ向けて適切な助言をするとともに、相談の早期解決へ向けて事業者と相談者とのあっせんについても引き続き行っていく。

#### 【参考】

- ・ 消費者教育推進法を踏まえ、トラブルの自主解決ができる自立した消費者の育成に取り組んでいるところであり、県消費生活センターが消費者と事業者との間に立って行う、あっせんに関する指標は適さないことから、第 3 次計画では削除することとした。

##### ウ 消費者事故情報等の収集・発信 [生活文化課・消費生活センター]

- メールマガジン・ラジオ放送を活用した情報発信回数 メールマガジン 1 3 回
- ラジオ放送 1 1 4 回
- (生活文化課 96 回, 消費生活センター 18 回)

##### エ 消費生活センターの周知強化 [消費生活センター]

- 市町村消費生活センター等における消費生活相談の受付割合 77.6%

<数値目標の達成状況：達成>

指標名	基準値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	実績値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)
市町村消費生活センター等における消費生活相談の受付割合	59.3%	75.0%	77.6%	85.0%

【評価】

- 平成 22 年度に全市町村に相談窓口が整備されたことなどにより、消費生活相談の相談先が県から市町村に徐々に移行し、目標値を上回る 77.6%となった。市町村における相談受付割合は順調に増加しており、今後も増加することが見込まれることから、相談員の相談対応力の向上を図るため、引き続き市町村消費生活相談支援員の配置や研修会の開催などにより支援を行っていく。

②市町村消費生活相談体制強化への支援

- ア 茨城県消費者行政活性化基金等の活用〔生活文化課〕  
市町村に対する事業費補助額

85,386千円  
(44市町村)

- イ 市町村消費生活相談支援員の配置〔消費生活センター〕  
支援員による市町村への技術的支援の実施数

電話相談 1,472件  
巡回訪問 63回  
(44市町村)

③弁護士等と連携した相談体制の確立

- ア 高度で専門的な相談への対応力強化〔消費生活センター〕  
弁護士や一級建築士と連携した専門相談の実施件数（再掲）  
・ 株式や金融商品、保険契約等に関する相談（月2回実施）  
・ 建築物の設計、構造等に関する相談（月2回実施）

66件  
26件

- イ 相談員への法律アドバイスの実施〔消費生活センター〕  
弁護士会と連携した随時法律相談制度への相談件数

67件

## (2) 消費生活相談員等の養成

県及び市町村の相談員を対象とした各種研修会を開催し、相談対応能力の向上を図った。

### ①相談員等の養成

#### イ 有資格相談員の養成 [生活文化課・消費生活センター]

県及び市町村の消費生活相談員のうち有資格者の割合 87.7%  
(相談員 105 名のうち有資格者 92 名)

#### <数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	実績値 (H27 年度)
県及び市町村の消費生活相談員のうち有資格者の割合	75.0%	90.0%	87.7%

#### 【評価】

- 平成 22 年度から 25 年度まで、消費生活相談員養成講座を実施した結果、4 年間で 39 名が消費生活専門相談員試験（国民生活センター実施）に合格し、有資格相談員の養成に資することができた。  
(合格者 39 名のうち 12 名は市町村相談員)

#### 【参考】

- 有資格相談員の割合については、養成講座の実施などにより一定の成果を得たことから、第 3 次計画では削除することとした。

### ②相談員の資質の向上

#### ア 弁護士による法律アドバイスの実施 [消費生活センター]

弁護士会と連携した随時法律相談制度への相談件数（再掲） 67 件

#### イ 消費生活相談員レベルアップ研修会等の開催 [消費生活センター]

消費生活相談員の研修会参加者数

- スキルアップ研修会（専門家を講師とした専門分野別研修会） 365 名  
(6 回開催)
- レベルアップ研修会（少人数での相談事例研究会） 73 名  
(2 回開催)

#### <数値目標の達成状況：達成>

指標名	基準値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	実績値 (H27 年度)
消費生活相談員の研修会参加者数	年間 320 名	年間 400 名	年間 438 名

#### 【評価】

- 弁護士や各分野の専門家を講師とした専門分野別研修（スキルアップ研修）や少人数による相談事例検討会（レベルアップ研修）など目的別に研修を実施し、相談員の専門的知識及び問題解決能力の向上に資することができた。  
今後も、様々な消費者トラブルに対応できるよう相談の傾向等を分析し、研修内容の充実強化を図っていく。

#### 【参考】

- 全市町村の研修参加が望ましいことから、第 3 次計画では、参加者数から参加した市町村の割合へ変更した。

### (3) 消費者問題の早期解決

市町村の消費者行政担当課，県消費生活センター及び生活文化課で構成する市町村消費者行政推進協議会において地区別研修会を開催し，消費者問題の早期解決に向けた意見交換や情報交換を行った。

- ①市町村との連絡体制の強化〔生活文化課・消費生活センター〕  
市町村消費者行政推進協議会における地区別研修会の開催回数

4回  
(63名参加)

## 基本方針3 消費者の自立の支援

### (1) 消費者ニーズの把握

消費生活審議会における意見や政党・団体等からの要望を消費者施策に反映し、消費者の立場に立った施策が展開できるよう努めた。

#### ア 消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握 [生活文化課]

消費生活審議会の開催回数	3回
消費者団体、生活協同組合等との意見交換会の開催回数	1回
政党・団体からの政策要望に対する対応	随時

### (2) 消費者への情報発信

各種広報媒体を活用し、消費者への迅速な情報提供を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。

#### ア 各種広報媒体を通じた情報発信 [生活文化課・消費生活センター]

県消費生活センターホームページへのアクセス回数	59,194回
-------------------------	---------

#### <数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
県消費生活センターホームページへのアクセス回数	年間 153,967回	年間 200,000回	年間 59,194回	年間 200,000回

#### 【評価】

- ・平成27年3月から茨城県のホームページシステムが変更されたことに伴い、掲載内容を精査し、順次移行作業を行ったことにより、アクセス回数が減少した。  
今後については、ホームページの掲載内容を見直し、県民に必要な情報を提供するとともに、レイアウトについても見やすさを検討していく。

#### イ 報道機関への情報提供 [生活文化課・消費生活センター]

行政処分（指示）を受けた事業者名の公表件数（再掲）	1件
---------------------------	----

### (3) 消費者教育の充実強化

クーリング・オフなど基本的な契約知識を学習する機会を提供し、自立した消費者とされるよう支援を行った。

また、地域における消費者教育の担い手を育成するための研修を実施し、消費者被害の防止を図った。

#### エ 消費者教育の担い手の育成 [消費生活センター]

消費生活相談員が研修会に参加した市町村割合

45.5%  
(20市町村)

#### <数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
消費生活相談員が研修会に参加した市町村割合	—	100% (44市町村)	45.5% (20市町村)	100% (44市町村)

#### 【評価】※平成26年度新規事業

- 平成27年度消費者教育啓発講座（相談員等向け）に出席した市町村は、前年度より減少した。（25市町村→20市町村）  
今後は開催の時期、場所、講義内容等について、市町村相談員が出席しやすい設定となるよう検討し、全市町村の参加を目指す。

#### カ 児童生徒の食育の推進 [保健体育課]

学校給食における地場産物活用状況（品目数ベース）

38.1%  
(平成26年度実績)

#### <数値目標の達成状況：達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H26年度)
学校給食における地場産物活用状況 (品目数ベース)	—	35.0%	38.1%

#### 【評価】

- 平成26年度には、平成27年度の目標値である35%を上回る結果となった。これは、学校給食に関わる教職員に対する研修会の実施、活用率の低い市町村への訪問を通じて、学校給食へ地場産物を活用することの意義等についての説明や活用促進をよびかける等の取組を実施した成果と考えられる。  
今後も、地場産物活用のための取組を継続し、更なる活用割合向上を目指す。

※平成27年度に調査基準の見直しを行い、より実態に即した調査とした。

第3次茨城県消費者基本計画においては、新たな基準での調査を用い、平成32年度までに活用割合50%を目指す。

キ 消費者教育講師の派遣 [消費生活センター]  
消費者教育講師派遣事業の受講者数

13,058名  
(派遣回数183回)

<数値目標の達成状況：達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
消費者教育講師派遣事業の受講者数	年間 7,120名	年間 10,000名	年間 13,058名	年間 12,000名

【評価】

- 消費者教育啓発員（消費生活センターに1名配置）による学校等への働きかけを行い、小中学校・高校・特別支援学校等に啓発員を派遣した結果、小中学生の受講者が前年度を大幅に上回り（3,626名→8,822名）、今後の消費者被害の未然防止に効果が期待される。  
H23～H27において受講者数は順調に増加している。今後は特に高齢者の被害防止を目的に、高齢者本人や福祉・介護等に係わる支援者を対象とした講師派遣を推進する。

ク メディア教育の推進 [女性青少年課]

メディア教育指導員の養成者数 0名  
(累計109名)  
メディア教育指導員の派遣回数 245回

ケ 金融教育の推進 [生活文化課]

金融広報アドバイザーの派遣回数 61回  
金融広報委員会と連携した金融に関する研修会等の参加者数  
・教員のための金融教育セミナー 59名  
・金融経済講演会 140名  
・暮らしに役立つ金融セミナー 60名

(4) 多重債務問題への対応

弁護士会・司法書士会と連携した無料法律相談会の開催、多重債務者の精神的な支援等により、多重債務問題の解決を図った。

ア 無料法律相談会の開催 [生活文化課・消費生活センター]

弁護士会・司法書士会と連携した無料法律相談会の相談者数 17名  
(4回開催)

ウ 多重債務者への精神的な支援 [生活文化課・障害福祉課]

「心の健康相談会」の相談者数 3名  
(4回開催)

エ 茨城県多重債務者対策協議会における連携強化 [生活文化課・消費生活センター]

茨城県多重債務者対策協議会の開催回数 1回  
県消費生活センターから弁護士へ誘導した相談件数 34件

オ 市町村における多重債務関係機関ネットワークの構築 [生活文化課]

多重債務関係機関ネットワークを構築した市町村割合 100%  
(44市町村)

<数値目標の達成状況：達成>

指 標 名	基準値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	実績値 (H27 年度)
多重債務関係機関ネットワークを構築した市町村割合	84.1% (37 市町村)	100% (44 市町村)	100% (44 市町村)

【評価】

- 平成 24 年度末までに県内全市町村において、消費生活センター等の消費生活相談窓口と税務・福祉・住宅などの関係部局間で、相談者の誘導や情報交換などを行うネットワークを構築し、多重債務問題の解決に向けた体制を整備した。

今後は、生活困窮者自立支援法など関係法令等の趣旨を踏まえた相談対応が行えるよう、市町村に対してネットワークの積極的な活用を働きかけていく。

【参考】

- 全市町村でのネットワーク構築を達成したため、第 3 次計画では削除することとした。

(5) 若年者・高齢者・障害者への支援

消費者教育講師の派遣や関係機関と連携した高齢者・障害者の見守り活動により、消費者被害に遭いやすい若年者、高齢者、障害者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。

①若年者への支援

ア 学校等への消費者教育講師の派遣 [消費生活センター]

消費者教育講師派遣事業の受講者数 (小中学生, 高校生, 大学生等)

10,413名  
(派遣回数148回)

イ メディア教育の推進 [女性青少年課]

メディア教育指導員の養成者数

0名  
(累計109名)

メディア教育指導員の派遣回数

245回

②高齢者・障害者への支援

ア 高齢者クラブ等への消費者教育講師の派遣 [消費生活センター]

消費者教育講師派遣事業の受講者数 (高齢者)

817名  
(派遣回数17回)

ウ 高齢者・障害者見守り活動の実施 [生活文化課・消費生活センター]

社会福祉協議会, 民生委員・児童委員等の研修会における協力依頼人数

- ・民生委員児童委員協議会定例会・研修会への講師派遣

323名

- ・地域ケアコーディネーター養成研修への講師派遣

18名

- ・社会福祉協議会研修会への講師派遣

417名

(6) 高度情報通信社会への対応

情報通信機器の普及によって増加しているインターネット関連のトラブルを未然に防止するため、適正な利用方法を青少年に指導するメディア教育指導員の養成等を行った。

ア メディア教育の推進 [女性青少年課]

メディア教育指導員の養成者数

0名  
(累計109名)

メディア教育指導員の派遣回数

245回



ウ 茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会における連携強化

[警察本部生活環境課]

茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会の開催回数 0回（隔年開催）

## 基本方針4 環境に配慮した消費生活の推進

### (1) 地球温暖化防止活動の推進

日常生活の中で消費される電気、ガス等のエネルギー消費量を抑え、温室効果ガスの排出量を削減するため、県民及び事業者が一体となった様々な取組を実施した。

ア 省エネキャンペーンの実施 [環境政策課]

オ いばらきエコチャレンジの推進 [環境政策課]

いばらきエコチャレンジ web への参加世帯数

44,912世帯

イ 環境に配慮した消費行動の促進 [環境政策課]

温室効果ガスの削減率 (1990年度比)

3.2%増  
(H25年度実績)

#### <数値目標の達成状況：未達成>

指 標 名	基準値 (H20年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H25年度)
温室効果ガスの削減率 ※平成2年度(1990年度)比	0.7%増	8.5%減～ 15.2%減	3.2%増

#### 【評価】

- 温室効果ガスの排出量については、平成23年度は平成2年度より減少したものの、平成24年度及び平成25年度は増加した。東日本大震災からの復興により景気が回復基調にあったことで、本県の排出量の7割を占める産業部門の排出量が増加したことが要因と推測される。

県では、平成23年度に策定した県地球温暖化対策実行計画に基づき、各種施策に取り組んできたところで、約8割の施策については一定の成果を上げたと考えている。

なお、国が平成27年7月に平成42年度までの温室効果ガス削減目標を決定したことなどを踏まえ、平成28年度に県実行計画について改定の検討を進める。

#### 【参考】

- 国の動向等を反映した上で目標値を設定する必要があることから、第3次計画策定時での位置づけは見送ることとした。

エ 環境にやさしい企業の普及啓発 [環境政策課・中小企業課]

茨城エコ事業所登録制度の登録事業所数

25件  
(累計1,900件)

カ エコドライブの普及促進 [環境政策課]

エコドライブ実体験セミナーの開催回数

3回  
(54名参加)

(2) 資源循環型社会の形成

限りある資源を有効に活用するため、ごみの減量化・再利用化を図るとともに、リサイクル製品やエコ・ショップ等の認定などを実施した。

ア いばらきゼロエMISSIONの推進 [廃棄物対策課]

1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量

1,006g  
(H26年度実績)

ごみゼロの日活動におけるごみ回収量

410トン  
(30万人参加)

<数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H20年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
1人1日当たりのごみ (一般廃棄物) 排出量	973g	949g	1,006g	919g

【評価】

- 1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量は、市町村における分別回収区分の拡大や集団回収の促進等により、平成22年度までは減少傾向にあったが、平成23年度に再資源化を促進するため、事業系廃棄物を積極的に把握したことなどにより増加に転じて以降、横ばいで推移している。

ごみの排出抑制は、循環型社会を形成する入口であるため、引き続き市町村等と連携しながら排出量の削減を図っていく。

平成26年度の1日1人当たりのごみ排出量は1,006gで、前年度から1g増加しており、目標（平成27年度949g）の達成は困難な状況である。なお、平成23年度調査以降、より実態を反映した数値を得られるよう、事業系一般廃棄物で市町村を經由せずに直接リサイクル業者に排出された量の把握に努めたため、1人1日当たりのごみ排出量は平成23年度以降増加した。

今後も、ごみ処理の有料化など経済的手法の導入の検討などを通じて、排出量の削減に取り組んでいく。

イ 茨城県リサイクル製品認定制度の普及促進 [廃棄物対策課]

認定されたリサイクル製品数

累計15製品

ウ エコ・ショップ認定制度の普及促進 [廃棄物対策課]

エコ・ショップの認定店舗数

累計448店舗

エ レジ袋無料配布中止の取組推進 [環境政策課]

レジ袋の無料配布中止を実施している店舗数

累計654店舗

### (3) 水環境にやさしいライフスタイルの推進

家庭から排出される生活排水を適正に処理するため、下水道や農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽の設置を促進した。

下水道等への接続促進・合併処理浄化槽の設置促進

[下水道課・農村環境課・環境対策課]

汚水処理人口普及率

81.5% (平成26年度実績)

#### <数値目標の達成状況：未達成>

○下水道等への接続促進・合併処理浄化槽の設置促進

[下水道課・農村環境課・環境対策課]

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
汚水処理人口普及率	76.0%	88.0%	81.5%	86.4%

#### 【評価】

- 公共事業費の削減によって下水道や農業集落排水処理施設の面整備がなかなか進まず、処理人口の伸び悩みが続いている状況にある。  
今後も補助制度の活用により、下水道・農業集落排水処理施設の整備及び接続と、合併処理浄化槽の設置を促進していく。  
第2次計画期間中、下水道や農業集落排水施設の整備及び合併処理浄化槽の設置を積極的に進めてきたが、厳しい財政状況等により、目標を達成できなかった。  
今後は汚水処理の早期概成を目指し策定した、生活排水ベストプラン（第3回改定）に基づき、下水道・農業集落排水施設の整備促進と接続の向上を図るとともに、合併処理浄化槽の設置を推進する。

### (4) 環境学習の推進

地域や学校などに専門家である環境アドバイザーを派遣し、環境学習の機会拡大を図るとともに、環境保全活動のリーダーを養成するための講座を開催した。

ア 茨城県環境アドバイザーの派遣 [環境政策課]

地域、学校等への環境アドバイザーの派遣回数

135回

イ 環境学習・環境保全活動のリーダー養成 [環境政策課]

環境保全活動実践リーダーの養成者数

5,945名

#### <数値目標の達成状況：未達成>

指標名	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	目標値 (H32年度)
環境保全活動実践リーダーの養成者数	年間 6,311名	年間 6,400名	年間 5,945名	年間 6,600名

#### 【評価】

- 地域の環境保全活動リーダーを養成するため、環境学習講座「エコ・アカデミー事業」や「環境アドバイザー派遣事業」等の事業を実施した結果、おおむね目標を達成した。  
今後も、県民に当該事業を広く普及啓発することにより、さらに多くのリーダー養成に努めていく。

○消費者関連施策の事業実績一覧（平成27年度）

施策の箇所	施策名	施策の指標	担当課所	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	H27年度 事業実績		
1	(1)	①	ア 消費生活用製品の安全性の確保	消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査件数	生活文化課	65件	100件	111件
			イ 電気製品の安全性の確保	電気用品安全法に基づく販売店等への立入検査件数	消防安全課			77件
			ウ ガス消費機器の安全性の確保	ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売店等への立入検査件数	消防安全課			ガス事業法 33件 液化石油ガス法 53件
			エ 家庭用品の安全性の確保	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく商品の試買検査件数	薬務課			177件
			オ 商品テストの実施	国民生活センター及びNITEと連携した商品テストを含む実施件数	消費生活センター			3件
	②	ア 医薬品等の安全性の確保	医薬品医療機器等法及び関係法令に基づく薬局・医薬品販売事業者への立入検査件数	薬務課			1,767件	
		イ 医薬品の正しい知識の普及啓発	「くすりの相談室」における消費者からの相談対応件数	薬務課			1,571件	
		③	ア 生活衛生関係営業施設に対する監視・指導	関係法令に基づく生活衛生関係営業施設への立入検査件数	生活衛生課			3,703件
	④	イ 貸金業者に対する指導・監督	貸金業法に基づく立入検査件数	産業政策課			2件	
		ア 宅地建物取引業者に対する指導・監督	宅地建物取引業者に対する立入調査件数	建築指導課			101件	
		イ 建築物の安全性の確保	建築物の完了検査率	建築指導課			89.5%	
		ウ リフォーム被害の未然防止	住宅耐震・リフォームアドバイザーの派遣回数	住宅課			8回	
	(2)	①	ア 食品営業施設等への監視・指導の強化	食の不安を感じる県民の割合	生活衛生課	80.6% (H20年度)	50%未満	75.6%
				食品衛生法及び関係法令に基づく食品営業施設等への監視・指導件数	生活衛生課			28,016件
			イ 食品等の試験検査等の充実強化	食品等の放射性物質の検査件数	生活衛生課			28,296件 (266品目)
			ウ 食肉の安全な流通の確保	と畜場及び食鳥処理場における検査数	生活衛生課			牛 25,253頭 豚 1,264,774頭 鶏 22,827,959羽
			エ 輸入食品の安全性の確保	食品衛生法及び食の安全・安心推進条例に基づく輸入食品の検査件数	生活衛生課			461件
			オ ハサップシステムの導入推進	ハサップシステム導入施設数	生活衛生課	累計 410施設	累計 650施設	累計547施設 (年間24施設)
			カ エコ農業茨城の普及促進	いばらきエコ農産物の栽培面積	産地振興課 <sup>エコ</sup> 農業推進室	累計 1,923ha	累計 6,000ha	累計 2,043ha
			キ G A P制度・トレーサビリティ制度の普及促進	G A Pの導入農家数	産地振興課 <sup>エコ</sup> 農業推進室	累計 1,796戸	累計 3,500戸	累計 2,781戸
ク 残留農薬基準の遵守			農薬適正使用アドバイザーの認定者数	産地振興課 <sup>エコ</sup> 農業推進室			145名 (累計1,786名)	
ケ 健康食品等による健康被害の未然防止			健康食品等の試買検査数	薬務課			50件	
コ 水産物の安全な生産の確保			貝毒検査の実施件数	漁政課			17件	
②			ア 食の安全・安心意見交換会の開催	食の安全・安心意見交換会の参加者数	生活衛生課			3,132名 (16回開催)
(3)			①	ア 家庭用品の品質表示の適正化	家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査件数	生活文化課	125件	180件
	イ 虚偽又は誇大な広告・表示による不当な勧誘行為の防止	景品表示法に基づく違反事業者への行政指導件数		生活文化課			措置命令 0件 指導 1件	

施策の箇所		施策名	施策の指標	担当課所	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	H27年度 事業実績				
(3)	①	ウ 食品の表示及び情報伝達の適正化	食品適正表示推進員の養成者数	生活衛生課	累計 357名	累計 2,500名	累計1,642名 (年間87名)				
			食品表示ガイドブックの作成・配布	生活衛生課			10,000部				
	エ	食品表示110番制度・食品表示ウォッチャー制度の普及	食品表示ウォッチャーからの不適正表示の報告件数	生活衛生課			0件				
	②	計量の適正化	計量法に基づく事業所等への立入検査件数	計量検定所		商品量目 燃料油メーター 石油ガスメーター 水道メーター	60件 75件 47件 1件				
(4)	ア	事業者指導体制の強化	特定商取引法に基づく事業者指導件数	生活文化課			指示 1件 指導 6件				
			他の都道府県との連携強化	他の都道府県と連携した事業者指導件数	生活文化課			2件			
			事業者名の公表等	行政処分（指示）を受けた事業者名の公表件数	生活文化課			1件			
			サイバー犯罪に対する監視体制の強化	サイバー犯罪の相談件数	警察本部生活環境課			3,119件 (H27年実績)			
2	①	ア	高度で専門的な相談への対応力強化	弁護士や一級建築士と連携した専門相談の実施件数	消費生活センター			弁護士 66件 一級建築士 26件			
			イ	消費生活相談あっせん率の向上	県消費生活センターにおける苦情相談のうちあっせん件数の割合	消費生活センター	7.3%	10.0%	6.7% (332件)		
			ウ	消費者事故情報等の収集・発信	メールマガジン、ラジオ放送を活用した情報発信回数	生活文化課 消費生活センター			メールマガジン 13回 ラジオ放送 114回		
			エ	消費生活センターの周知強化	市町村消費生活センター等における消費生活相談の受付割合	消費生活センター	59.3%	75.0%	77.6%		
	②	ア	茨城県消費者行政活性化基金の活用	市町村に対する事業費補助額	生活文化課			85,386千円 (44市町村)			
				イ	市町村消費生活相談支援員の配置	支援員による市町村への技術的支援の実施数	消費生活センター			電話相談 1,472件 巡回訪問 63回	
	③	ア	高度で専門的な相談への対応力強化	弁護士や一級建築士と連携した専門相談の実施件数【再掲】	消費生活センター			弁護士 66件 一級建築士 26件			
				イ	相談員への法律アドバイスの実施	弁護士会と連携した随時法律相談制度への相談件数	消費生活センター			67件	
	(2)	①	イ	有資格相談員の養成	県及び市町村の消費生活相談員のうち有資格者の割合	生活文化課	75.0%	90.0%	87.7%		
				②	ア	相談員への法律アドバイスの実施	弁護士会と連携した随時法律相談制度への相談件数【再掲】	消費生活センター			67件
				イ		消費生活相談員レベルアップ研修会の開催	消費生活相談員の研修会参加者数	消費生活センター	320名	400名	438名
	(3)	①	市町村との連絡体制の強化	市町村消費者行政推進協議会における地区別研修会の開催回数	生活文化課			4回 (63名参加)			
3	(1)	ア	消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握	消費生活審議会の開催回数	生活文化課			3回			
			消費者団体、生活協同組合等との意見交換会の開催回数	生活文化課			1回				
	(2)	ア	各種広報媒体を通じた情報発信	県消費生活センターホームページへのアクセス件数	消費生活センター	153,967回	200,000回	59,194回			
			イ	報道機関への情報提供	行政処分（指示）を受けた事業者名の公表件数【再掲】	生活文化課			1件		
	(3)	エ	消費者教育の担い手の育成	消費生活相談員が研修会に参加した市町村割合	消費生活センター	—	100% (44市町村)	45.5% (20市町村)			
				カ	児童生徒の食育の推進	学校給食における地場産物活用状況（品目数ベース）	保健体育課	31.5%	35.0%	38.1% (H26年度実績)	
				キ	消費者教育講師の派遣	消費者教育講師派遣事業の受講者数	消費生活センター	7,120名	10,000名	13,058名 (183回)	
				ク	メディア教育の推進	メディア教育指導員の養成者数	女性青少年課			0名 (累計109名)	
メディア教育指導員の派遣回数	女性青少年課			245回							

施策の箇所		施策名	施策の指標	担当課所	基準値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	H27年度 事業実績	
(3)	ケ	金融教育の推進	金融広報アドバイザーの派遣回数	生活文化課			61回	
			金融広報委員会と連携した金融に関する研修会等の参加者数	生活文化課			259名	
(4)	ア	無料法律相談会の開催	弁護士会・司法書士会と連携した無料法律相談会の相談者数	生活文化課 消費生活センター			17名 (4回開催)	
			多重債務者への精神的な支援	「心の健康相談会」の相談者数	生活文化課 障害福祉課			3名 (4回開催)
	エ	茨城県多重債務者協議会における連携強化	茨城県多重債務者対策協議会の開催回数	生活文化課			1回	
			県消費生活センターから弁護士へ誘導した相談件数	消費生活センター			34件	
オ	市町村における多重債務関係機関ネットワークの構築	多重債務関係機関ネットワークを構築した市町村割合	生活文化課	84.1% (37市町村)	100% (44市町村)	100% (44市町村)		
(5)	①	ア	学校等への消費者教育講師の派遣	消費者教育講師派遣事業の受講者数 (小中学生, 高校生, 大学生等)	消費生活センター			10,413名 (148回)
			イ	メディア教育の推進	メディア教育指導員の養成者数【再掲】	女性青少年課		
	メディア教育指導員の派遣回数【再掲】	女性青少年課					245回	
	②	ア	高齢者クラブ等への消費者教育講師の派遣	消費者教育講師派遣事業の受講者数 (高齢者)	消費生活センター			817名 (17回)
ウ				高齢者・障害者見守り活動の実施	社会福祉協議会, 民生委員・児童委員等の研修会における協力依頼人数	生活文化課 消費生活センター		
(6)	ア	メディア教育の推進	メディア教育指導員の養成者数【再掲】	女性青少年課			0名 (累計109名)	
			メディア教育指導員の派遣回数【再掲】	女性青少年課			245回	
	ウ	茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会における連携強化	茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会の開催回数	警察本部生活環境課			0回 (隔年開催)	
4	(1)	ア	省エネキャンペーンの実施	いばらきエコチャレンジwe bへの参加世帯数	環境政策課			44,912世帯
		イ	環境に配慮した消費行動の促進	温室効果ガスの削減率 ※平成2年度(1990年度)比	環境政策課	0.7%増 (H20年度)	8.5%減～ 15.2%減 (H32年度)	3.2%増 (H25年度実績)
		エ	環境にやさしい企業の普及啓発	茨城エコ事業所登録制度の登録事業所数	環境政策課 中小企業課			25件 (累計1,900件)
		カ	エコドライブの普及促進	エコドライブ実体験セミナーの開催回数	環境政策課			3回 (54名参加)
	(2)	ア	いばらきゼロエミッションの推進	1人1日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量	廃棄物対策課	973g (H20年度)	949g	1,006g (H26年度実績)
				ごみゼロの日活動におけるごみ回収量	廃棄物対策課			410トン (30万人参加)
		イ	茨城県リサイクル製品認定制度の普及促進	認定されたリサイクル製品数	廃棄物対策課			累計15製品
		ウ	エコ・ショップ認定制度の普及促進	エコ・ショップの認定店舗数	廃棄物対策課			累計448店舗
	エ	レジ袋無料配布中止の取組推進	レジ袋の無料配布中止を実施している店舗数	環境政策課			累計654店舗	
(3)	ア	下水道等への接続促進・合併処理浄化槽の設置促進	汚水処理人口普及率	下水道課 農村環境課 環境対策課	76.0%	88.0%	81.5% (H26年度実績)	
(4)	ア	茨城県環境アドバイザーの派遣	地域, 学校等への環境アドバイザーの派遣回数	環境政策課			135回	
			イ	環境学習・環境保全活動のリーダー養成	環境保全活動実践リーダーの養成者数	環境政策課	6,311名	6,400名

※  は、数値目標を設定している指標